

第24回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第24回定例会 平成31年3月28日

開会 14時

閉会 16時40分

出席委員
(22名)

会長 小林茂徳

会長代理 依田繁二

1 山崎正勝

13 小山肇治

2 白倉令子

14 依田隆喜

3 小川高史

16 青木二巳

5 小山睦夫

17 小林勝元

6 片十郎

18 清水洋

7 成山喜枝

推進 花岡幹夫

8 齊藤敏彦

推進 荻原薫

10 柳澤多久夫

推進 佐藤富士夫

11 荒木稔幸

推進 竹内芳男

12 渡邊幹夫

推進 渡邊重昭

欠席委員

15 小林健治

議事録署名委員

17 小林勝元

18 清水洋

出席職員
(5名)

農業委員会事務局

事務局長 関 博一

事務局次長 織田 秀雄

事務局 滝澤 友一郎

事務局 笠井 昌鷹

事務局 田中 章子

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について

第7回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理

皆さんこんにちは。今日は小林健治さんが欠席しておりますのでご報告します。それ以外の皆さんは出席です。ただ今より第24回農業委員会定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは。桜の花の便りもあちこちから聞こえる時期となりましたけれど、桜の花が咲くころというのは人事異動の時期ということで先ほど農業委員会に関係する方々のご挨拶がありました。滝沢さん、小林美和さん、退職される田中さんには大変お世話になりました。それぞれ新しい職場で頑張っていたきたいと思います。

3月もあと2、3日で終わりということで4月1日には新しい元号が発表されるということですが、時の流れは早くて昭和、平成と新しい元号とういことでどんどん時は過ぎていくのですが、時間のスピードで列車みたいなものに乗遅れないように常に新しい情報、新しいものを取り入れてお仕事に役立てていってほしいと思います。歳をとってくると昨日何をしたか忘れてしまうこともときどきあるのですが、できるだけ古いものはすぐ忘れて新しいものをどんどん取り入れるようにしないと乗り遅れてしまうかなと思うので、よろしくをお願いします。今日もいろいろと議案があるようですが、慎重審議をよろしくをお願いします。

それでは本日の議事録署名委員の指名につきまして、17番の小林勝元委員と18番の清水委員をお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

では議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。

番号1、〇〇です。場所は〇〇の農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人はすでにこの農地にある農業用物置を借りて使用しています。この農地と農業用物置を譲り受けるものです。譲受人の自宅からも近く、問題ないと判断しました。

続いて番号2、〇〇です。場所は〇〇の農地です。譲受人、譲渡人とも〇〇の方です。譲受人は現在自営業ですが今後引退して農業をやっていくとのことです。譲受人は隣地に自宅があり、カボチャやイモを栽培するものです。譲受人の自宅からも近く、問題ないと判断しました。なお図面には建物の表記がありますが、現状はもう壊してあります。これにつきましては、第4号議案において利用権設定もあります。

次に番号3、〇〇です。場所は〇〇の農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇において農業をしています。今回この農地の隣地の中古住宅に引っ越す予定なのですが、今回の農地も併せて所

有権移転するにあたり取得するものです。野菜を作付けするということですので。譲受人の自宅からも近く、問題ないと判断しました。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、齋藤委員より説明をお願いします。

齋藤委員 よろしく申し上げます。地図の1ページをご覧ください。場所は〇〇、〇〇線上にあり申請地の道を挟んで反対側には〇〇があるところです。申請地を譲受人〇〇氏が、譲渡人〇〇氏に、亡きお父さんの時代からこの土地を借りて草刈りなどして管理をしてきました。借りて〇〇年ほどになります。今回譲渡人により譲ってもいいと話があり譲受人が承諾したものです。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件につきまして、小川委員より説明をお願いします。

小川委員 お願いします。地図の2ページをご覧ください。場所は〇〇駅より西へ〇〇メートルほど行った線路沿いのところにあります。譲受人の〇〇さんと譲渡人の〇〇さんは家が隣同士であり、〇〇さんが今後農業に取り組みたいということで自宅に隣接した土地を譲り受け家庭菜園として使用するというものです。特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件につきまして、清水委員より説明をお願いします。

清水委員

説明させていただきます。地図の3ページをご覧ください。場所は〇〇にはため池が約〇〇ありますけれど、その中で一番大きい〇〇の土手から〇〇メートルほどいって〇〇メートルほど下がったところになります。〇〇線を上方向〇キロメートル行くと県営の〇〇があります。譲受人の〇〇さんは〇〇出身で〇〇で〇〇年研修をし、〇〇に住んでいますけど、〇〇の農業委員会の協力を得て長野県を知ったということでした。〇〇に〇〇年住んでいます。自然農法で無農薬・無肥料の生産をするという農業に携わっています。現在はナタネ、ズッキーニを中心に栽培しています。〇〇を非常に気に入っていて〇〇市で無農薬・無肥料で農業をやっている仲間に空き家を紹介してもらい住むということで今回の申請になりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(荒木委員挙手)

荒木委員どうぞ。

荒木委員

面積ですが、〇〇平方メートルって本当にこんなにあるんですか。

事務局

申し訳ありませんでした。この面積は、田〇〇平方メートル、畑〇〇平方メートルで合計〇〇平方メートルの誤りです。〇〇平方メートルを〇〇で耕作されています。

議長

申し訳ございませんでした。お手持ちの資料を修正してください。ほかには何かありますか。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。番号1、〇〇です。場所は〇〇地区の〇〇の境界付近の農地です。太陽光発電設備設置の申請です。申請人は〇〇の方です。農業後継者がいないため、農業を縮小して太陽光発電を設置したいというものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続いて番号2、〇〇です。場所は〇〇と〇〇の境付近で国道18号線を上ったところにある農地です。住宅建築の申請です。農振除外の案件です。申請者は〇〇の方で、現在、〇〇に暮らしていますが旦那さんの退職に伴い、長野で暮らしたいということです。住宅を夫婦の共有で建築します。第1種農地ですが、近隣に住宅があるため集落に接続しており、転用はやむを得ないと判断しました。

なお、議案第5条の1とも関連します。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員

お願いします。地図の4ページをご覧ください。場所は〇〇から〇〇の方に向かって〇〇小学校の〇〇の信号の先に〇〇の信号があります。このまた〇〇メートルほど先に〇〇という〇〇があったのですが、今は更地になってしまっています。ここを〇〇に向かって南に〇〇メートル弱ほどの道路があるのですが、〇〇メートルほど下がると18号線に平行した〇〇があります。それをさらに南に〇〇メートルくらい下がったところになります。昔は水田だったのですが、現在はアスパラを栽培しています。アスパラの連作障害がおきましてこの申請地で栽培ができない状態です。いろいろと検討の結果、子供さんはいるのですが、農業をやらないということで縮小していかざるを得なく、太陽光発電に切り替えたいということです。よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(山崎委員挙手)

山崎委員どうぞ。

山崎委員

〇〇さんの字が違っているんじゃないですか。

事務局

〇〇の地図については複製防止のため、あえて変えてあるそうです。

(渡邊幹夫委員挙手)

議長

渡邊委員どうぞ。

渡邊委員

本人の申請だから仕方がないのかもしれないけど、太陽光ではなくて農業ができないとなれば、水田として維持していける方法を農業委員会として提案もできたのではないですか。

荻原委員 現在は地目は水田ですが、周りは全部畑でアスパラ畑です。あとは休耕
となっています。

渡邊委員 ○○は水利費はどうなっているんですか。

荻原委員 水利費は土地改良区に確認すると決済金がかかります。

渡邊委員 アスパラを全部作っているとすると水利費はどうするんですか。

荻原委員 ここは○○の方ではないからわからないですけど、たぶんかかっている
のではと思います。

議長 渡邊委員の大変貴重な意見をいただきました。この案件につきましては
荻原委員から説明いただいた状況で転用したいということですが、次回か
らはもう少し考えるようにしましょう。

荻原委員 東側もすでに太陽光になってしまっています。

依田代理 だいたいどういう場所が太陽光になっているのですか。ポツンとなっ
ていないで周囲もやっているんですよね。

荻原委員 そうです。申請地の東側はみんな太陽光になっています。西側もそう
いう希望があるようです。

議長 ほかに意見はないですか。ないようですので、番号1の案件につしまし
て、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件につきまして、依田隆喜委員より説明をお願い
します。

依田委員 お願いします。地図の6ページをご覧ください。国道18号線を○○か
ら○○の方に行きまして○○という店の手前の交差点を左に○○メー
トルくらい上り、そこから左へ○○メートルほど入った場所です。申請人の
○○さんは○○で借家に住んでいて旦那さんの退職に伴い老後は長野で
生活したいということです。お父さんの相続した申請地で旦那さんと二人
で住宅を建築して住みたいということです。周りもほとんど住宅になっ
ているので問題ないと思いますけれど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

それでは議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号に入る前に先月農地法の5条におきまして栽培作物ミョウガの営農型の案件報告をします。〇月〇日付で許可となりました。農業委員会としても今後きちんと営農しているか確認していきたいと考えています。

では、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてになりますが、番号2につきましては取り下げとなりましたので、削除をお願いします。

では番号1、場所は〇〇になります。先ほどの図面の6、7ページをご覧ください。4条の2に関連していますが、譲受人は〇〇の〇〇の方で4条の2の方の旦那さんになります。4条の2も5条の1も住宅建築の申請ですが、夫婦共有の家を建てるということで事業の実施主体は奥さんと旦那さんということになります。4条の2に関しては、奥さんの農地に奥さんが家を建てるということで申請がありました。5条の1に関しては、奥さんの農地に旦那さんも家を建てるということで申請があったものです。第1種農地ですが、近隣に住宅があるため集落に接続しており、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号3、〇〇外〇筆になります。場所は国道18号線〇〇信号の北東の農地です。住宅建築の申請です。借受人は〇〇の方ですが、現在〇〇の〇〇に転勤をしている方、貸付人は〇〇の方です。借受人と貸付人は〇〇です。借受人家族は現在〇〇に借家住まいですが、子供もおり手狭となったため両親住宅地に隣接する申請地に住宅を建てるということです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号4、〇〇になります。場所は〇〇の東、〇〇の隣地の農地です。商品置場、駐車場の申請です。譲受人は〇〇にある中古品販売業、産廃収集運搬業、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は、現在、〇〇にある自宅兼会社所有地に仕入れた農機具、重機などの中古商品と事業用車両を置いていますが、敷地が手狭になり、作業効率の悪化や家族の日常生活に不

便をきたしていることから、申請地を商品置場、駐車場とするものです。工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号5、〇〇です。場所は〇〇の南の農地です。太陽光発電設備設置の申請です。譲受人、譲渡人、ともに〇〇の方です。譲受人は太陽光発電設備を設置したいというもので、譲渡人は農業を縮小したいとのことです。第1種住居地域の用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号6、〇〇になります。場所は〇〇西の農地です。住宅建築の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在アパート住まいですが、子供〇人も成長し手狭となったため住宅を新築したいとのことです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。議案第3号、番号1の案件につきまして、依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員 お願いします。奥さんが農地を宅地にするという案件です。もう一つは奥さんと旦那さんで住宅を建築したいという申請です。問題ないと思いますが、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので、裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

それでは、番号2ですが、取り下げのため番号3の案件につきまして、小林勝元委員より説明をお願いします。

小林委員 お願いします。場所は地図の10、11ページをご覧ください。〇〇方面から18号線を〇〇の方に行くと〇〇地籍の〇〇があり、その先に〇〇があります。そのすぐ西側に〇〇さんの〇〇があり、そのすぐ裏の細い道を挟んだ場所が今回の申請地と、〇〇さんの両親が住んでいる家があります。息子さんが〇〇という会社においてあちこち転勤をしているようですが、現在は〇〇の営業所に籍があり、〇〇年半〇〇に単身赴任をしているようです。奥さんと子供さんはこちらで借家暮らしをしているようですが、子供さんが〇人いて手狭になったということで両親が住んでいる裏の畑に

住宅を新築したいということです。〇〇が住宅で〇〇がお父さんの名義の畑です。周りは一部畑と住宅ができていて特に問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので、裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号4につきまして、依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員

お願いします。場所ですが、地図の12ページをご覧ください。申請地の南側は〇〇で、東側が〇〇です。譲受人の〇〇さんですが、農機具、重機等の中古品の販売をしているそうです。自宅兼会社の所有地に農機具、重機などを沢山おいてあり、敷地がいっぱいになってしまって家族も生活するのに不便だということと、国道18号線沿いなので景観が悪いということで今回の申請地を譲っていただき商品置場、駐車場にしたいという申請です。問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

私の方から一言よろしいでしょうか。譲受人の方は産廃収集運搬業ということですが、産業廃棄物商品置場ということでしょうか。

依田委員

農機具と重機の中古品を販売するために置いておくということです。

(花岡委員挙手)

議長

花岡委員どうぞ。

花岡委員

〇〇なのでいいですか。〇〇さんのことはちょっとわかるのですが、以前、〇〇さんの下側に〇〇があったのですが、そこを買い取りましてスクラップを集めて販売している仕事を最初やられていました。そのあと、近隣で不要になった農機や建設用機械を一緒に集め始めました。現在も国道の北側〇〇さんから少し上がったところに農機具がかなり積みあがった状態になっています。〇〇でも積みあがっていると危ないということで早く移動ができないかという意見がありました。その件も〇〇を通じてお願いしていたので、今回の申請は仕方がないと思います。補足ということで、よろしくをお願いします。

(渡邊幹夫委員挙手)

議長 渡邊委員どうぞ。

渡邊委員 この場所を〇〇に研修に行ったときに見たのですが、もう重機が相当数入っていました。たぶん〇〇年前くらいから置いてあったと思います。本来ならもっと早く転用許可申請をしなくてはならないと思うのですが、市の方で対応をすとかしないのですか。許可を出す前に使用しているのはよろしくないと思います。

事務局 申請地の北側は雑種地になっていてすでに重機等が置いてあります。今回の申請地を確認すると田として耕作されています。たぶん〇〇ではないでしょうか。今回申請地を転用してそこと一体的にやりたいということです。

渡邊委員 はい、わかりました。

議長 よろしいでしょうか。ほかにはありますか。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員どうぞ。

渡邊委員 そうするとこの雑種地は〇〇さんのものになっているということですか。

事務局 そうです。〇〇さんの名義のままです。

渡邊委員 雑種地に変えたという時点で所有者変更をしておかなければいけないのではないですか。今回は、申請地だけ取得するというのはいかがなものでしょうか。

事務局 このあと雑種地も名義変更すると思います。

渡邊委員 順序としてはおかしいのではないですか。

事務局 申請の時点では上の雑種地も〇〇さんですが、農地法の許可が出た時点でやる可能性もあります。

議長 いろいろとありがとうございました。私の方からお願いしたいことがあります。申請地の下が〇〇の敷地になっていて、〇〇があるということで

す。先ほどの依田委員の説明で中古品の農器具や車が入っているということですが、油等の漏れなど十分注意していただきたいと思います。この間の役員会では生活環境課でご指導いただくということになってはいますが、苦情が出るような場所ではないので安易にやっていると問題も出てくると思うので、十分お願いしたいと思います。

それでは、ほかにはよろしいでしょうか。

特にないようなので、採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号5の案件につきまして、荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員

お願いします。場所は国道18号線の〇〇の信号を南に下ると〇〇があるのですが、その南端を更に南へ下ると〇〇の線路敷があります。その手前を少し西に入った畑です。譲渡人の〇〇さんは〇〇後半の高齢で後継者の息子さんも〇〇に就いているということで農業はできないということです。除草作業も常にトラクターでやっている状況で、何も作物は作っていないそうです。いろいろと借手を見つけていたのですが、なかなか見つからずようやく〇〇さんという〇〇代の方が借りて30年間太陽光発電の敷地にするということです。近隣の承諾をいただいているようなので問題はないかと思いますが、よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので事務局より説明をお願いしたいのですが、土地、畑で〇〇平方メートルですが、地上権設定で〇〇平方メートルの太陽光発電の設置となっているのでその辺の説明をお願いします。

事務局

先ほど細かく説明できていなかったもので詳しく説明させていただきます。

今回、〇〇さんはお二人とも他人同士で地上権設定という契約になります。いつも太陽光ですと賃貸借で、土地を借りて設置するというのがほとんどですが、今回は地上権設定になります。地上権とは何かと言いますと、他人の土地において耕作物を所有するために土地を使用する権利というものになります。今回につきましては、建築面積が〇〇平方メートルのパネルを設置する、それについて地上権設定によりこの土地の〇筆〇〇平方メートルを地上権設定するというものです。賃貸借設定でもいいではないかと思ったのですが、賃貸借設定と地上権設定では1つ大きな違いがあり

ます。登記簿謄本に債権の事項があるのですが、賃貸借の場合は、借りている人が貸している人に借りているということを記入して欲しいという時に、土地の所有者の同意が必要ですが、地上権設定の場合、同意が不要で登記簿謄本に地上権があるということ載せることができるという違いがあります。〇〇さん同士は他人ですので、これから太陽光をやっていく中で、何年か後に土地を返して欲しいという時に単なる契約書だと弱いので、登記簿謄本に権利があると示すことができるように地上権設定としたと考えられます。

(渡邊幹夫委員挙手)

議長 渡邊委員どうぞ。

渡邊委員 そういう説明を聞くと申請は〇〇平方メートルでいいのではないですか。〇〇平方メートルとした理由は何ですか。

事務局 今回〇〇平方メートルを地上権設定します。あくまで申請事由の中でパネルの設置面積として〇〇平方メートルと記載してあります。

渡邊委員 わかりました。

(小山肇治委員挙手)

議長 小山委員、どうぞ。

小山委員 隣接の〇〇畑は耕作放棄地になるのではないのでしょうか。

事務局 確かに15ページの〇〇の上が出入口だとしたら、太陽光発電をすることによって農業をやるときの通路はなくなります。残地になる可能性はあります。

小山委員 そういう可能性があって許可していいものなのでしょうか。

事務局 〇〇に住んでいるのですが、〇〇さんは耕作はできないけれど、農地の管理はしていたという方です。この農地に入るにはどうしたらいいのかということはあると思いますが、管理はしっかりしていくように事務局からもお話をさせていただきたいと思います。〇〇さんも同じ地区の方なので入ってはいけないということにはならないと思いますので、荒れて困ることのないように維持管理してもらうように指導したいと思います。よろしく願いします。

(渡邊幹夫委員挙手)

議長 渡邊委員どうぞ。

渡邊委員

先ほどからこだわっているのですが、〇〇平方メートル全体を転用して〇〇平方メートルだけを地上権設定して地目は雑種地になるのでしょうか。残り〇〇平方メートルくらいが雑種地になったときには、使い道は何であってもいいわけですね。それを農業委員会として簡単に許可を出してもいいのでしょうか。

事務局

土地の面積に対してパネルの面積が小さいということですか。パネルとパネルの間をあげなければパネルの陰になってしまうので、仕方がないと思います。

議長

ほかに何かありますか。特にないようなので、採決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号6の案件について、依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員

お願いします。場所は地図の16ページ、5条の6というところです。〇〇の南側です。右の道路は〇〇へ続く道です。申請人の〇〇さんは〇〇のアパートに〇人で暮らしてお子さんが大きくなって手狭になったということです。この土地へ住宅を建てたいということです。周りは住宅がありますし、問題ないと思いますけれど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

今、依田代理から質問をいただきました。

依田代理

太陽光に関しては、細かい数字が入ってなくてもいいですが、土地面積に対してパネルがどのようにあるかの地図も出していただければ、わかりやすいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局

委員さんからのご要望として捉えまして、太陽光につきましては配置図をつけるということを検討したいと思います。

議長 続きまして議案第4号、農用地利用集積計画についてですが、〇〇委員が関連していますので、一時退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 資料の5～11ページまで説明をさせていただきます。まず、5～8ページまでは通常の利用権設定です。3月は、56件92筆、116,389平方メートルの集積計画になります。補足として、時期が3月ということで4月から新規就農で借り受ける皆さんが計画にたくさん入っています。番号1～4の〇〇さん、番号15の〇〇さん、番号21～24の〇〇さん、〇〇さんご夫婦、番号26～28の〇〇さん、番号31～32の〇〇さんが新規就農となります。

続きまして9ページの利用権移転です。先ほど説明しました新規就農の方がそれぞれの方から利用権を設定していた権利をそのまま移転するというものです。だいたい〇〇さんからですが、1番はワインブドウをやられている農家さんからで、11番は新規就農でワイン用ブドウをやられている方でご自分で立ち上げた会社へ移転ということになります。利用権移転は合計20,218平方メートルです。

続きまして所有権移転になりますが、2件、合計14,226平方メートルです。

最後に11ページ、中間管理事業を利用した利用権設定です。5件13筆、合計15,044平方メートルです。〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんといった通常の利用権設定の更新の方たちが、新たに制度を使って集積計画をしたというものです。3月につきましては以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。議案第4号、農用地利用集積計画についてご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(小山睦夫委員挙手)

小山委員どうぞ。

小山委員 8ページの〇〇番農地を貸す者の〇〇さんですが、本当に〇〇にいますか。

(渡邊重昭委員挙手)

議長 渡邊委員どうぞ。

渡邊委員 〇〇さんは〇〇に住居があるのですが、現在は〇〇の団地に

住んでいます。

小山委員 長年〇〇に住っていますが、〇〇という苗字はないなと思いましたので。

渡邊委員 〇〇さんは〇〇の〇〇に住んでいます。

小山委員 はい、わかりました。

議長 ほかにはありますか。

(花岡幹夫委員挙手)

花岡委員どうぞ。

花岡委員 議案第4号、農用地利用集積計画一覧表(3月分)の〇〇番の住所が小さくて読めないなので、教えてください。

事務局 申し訳ございません。〇〇に住所がある方です。
次回はもう少し大きな字にします。

(山崎委員挙手)

議長 山崎委員どうぞ。

山崎委員 薬用人参というのは2年で商品になるのですか。

事務局 薬用人参というのは植えてから7年とかの周期でやられるものですが、〇〇さんは〇〇だけではなくて〇〇でもいくつか畑を借りてやられている方なんですが、正直今まで契約していなかったところを契約したということです。2年更新で見直しはするのですが、すでに作物は植えてあるということです。

議長 ほかにはありますか。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員どうぞ。

渡邊委員 こんなことを言うてはいけないのかもしれないですけど、設定期間2年、3年と短いものは本当に本人たちの申請のものですか。中間管理機構の関係で実績にするためにあえて載せている気がするのですが、どうでしょうか。

事務局 基本的には設定期間は相対で決めていただいたものです。

渡邊委員

中間管理機構との兼ね合いがあり、ある程度市として実績をあげたいから期間2年、3年という短いものも載せているのかなと思うのですが。期間2年、3年という短いものはあえて載せなくてもいいと思うのですが。11ページの5番は相続でやったものですが、中山間地で直接払いでやっているのですが、今まで借りていた人が返したので、中山間地の関係があるからやっとなんさんに借りてもらったという経過があります。そうするとここに載ってくるのですが、短い期間のものを集積計画に入れる必要性はあるのかどうかということをお聞きしたいです。

事務局

厳密に言いますと5～8ページまでの利用権設定と、11ページの貸し借りというのは基となる法令が違います。5～8ページまでが農業経営基盤強化促進法という従来からあった貸し借りを書類化して行うものです。もともとは3条の農地の貸し借りをしていたものを耕作者に効力が強く発生してしまうなかで、貸したくても小作権というものがでてきて返してもらえないんじゃないかということがあるなかで、なるべく気軽に期間を決めて農地の流動化を促進するというなかでできた法律です。本人たちの意思で1年単位で期間設定をやっているのだから、市で集積計画を出すという意味では1年でも10年でも計画として載せていくということ。市の方で指導してどんどん出して実績作りというのではなく、本人から申請があったものを受け付けているという状況でご理解をお願いしたいと思います。

依田代理

本人から申請があり市の方で指導的なものを含めた、言い方が悪くなってしまうんですが、誘導的なことはありますか。

事務局

以前は貸し借りというのは農地法第3条でやっていたのですが、今は農地法第3条はほとんど所有権の移転というものがでてきます。従来は貸し借りは農地法第3条ですべて行っていたのですが、経営強化基盤法という貸し借りと農地中間管理機構による貸し借りという第3条に代わるものができました。第3条申請でやるよりも貸し借りに関しては、非常に楽にできるようになりました。本人から申請が出てきて農業委員会で承認をするという以前の第3条許可と同じものです。中間管理機構におきましては○年以上とありますが、あくまでも本人申請によるものですのでご了承をいただきたいと思います。

農地を貸したいという相談があった場合に、現在農業農村支援センターで農地中間管理事業を利用した貸し借りをやらせていただいています。中間管理事業ができた当時は原則10年以上だったのですが、地権者さんはなかなか10年だと貸せないなという方も出てくるなかで、5年以上でも

大丈夫です、更に特例で3年以上でも認め始めている部分もあります。今回は10年ということはご本人了承済でやっていただいていることです。市で指導していることはあるかに関しては、新規就農者の方で果樹をやる場合には、1年、2年とは言わずできれば長い期間借りていただいた方がありがたいですというお話はすることがあります。それでも1年、2年がいいですという話になれば、そのようにしていただくということになりますが、基本的にはそれぞれが決められているということになっていますので、よろしくをお願いします。

議長

わかりやすく説明、ありがとうございました。

ほかに何かありますか。

特にないようですので、採決に入りたいと思います。議案第4号、農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして第7回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明よろしくをお願いします。

事務局

お願いします。3件ありそれぞれ更新になります。2ページをご覧ください。申請者は〇〇さんです。目標とする営農類型ですが、地域特産である稲作を中心に、加工、直販をされているということです。経営改善の方向の概要ですが、経営規模、作業受託の拡大、もち加工を含め加工販売、直接販売の展開、JGAP認証の継続による、農場全体の管理の合理化、IoT導入による管理システムの確立になります。農業経営規模の拡大に関する目標ですが、水稻、小麦、種子小麦、大豆、馬鈴薯、もち加工ですが、種子小麦以外は作付面積も大きくされるということです。所有地、借入地につきましても、増やしていくということです。その他の関連事業ですが、もち加工販売を増やしていくということです。酒類の販売とありますけれど、計画当初はそのような計画でしたが、見合わせるということです。機械や施設の方も大きくしていきたいということです。農用地の利用条件は、団地化に努める全圃場利用権設定中間管理機構の活用という目標であります。経営管理の合理化の目標ですが、JGAPの計画取得というものが、農業従事態様等の改善目標は給料制導入、休日制度の導入があります。環境にやさしい農業への取組みで、水稻の全圃場にて肥料・農薬の使用を慣行の半分以下に、微生物資材・堆肥の利用、わら・粃ガラ・米ぬかの活用、省エネにも気を使っています。地域農業の振興に対する取組みについて八重原米の品質向上に向け、有志による資材研究と資材の統一を目指しています。この計画につきましても、〇〇で認定の取得をされ

ています。今回東御市分ということで提出となっています。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは番号1の案件につきまして担当の依田代理より補足説明をお願いします。

依田代理

説明します。地域の〇〇も務めていまして6次産業化的な推進も〇〇さんはやっています。JGAP、IoTを積極的に導入し事業拡大をしています。〇〇でも認定農業者の提出をしているということで、認定農業者の更新は適当と思います。

議長

ありがとうございました。〇〇の会社ということです。

それでは各委員から何かご意見がありましたら、出してください。

特にないようなので、〇〇委員終了しましたので、お入りください。

(〇〇委員入室)

〇〇委員、〇〇委員が次の会議が入っているため、中座しますが、よろしくをお願いします。

続きまして番号2の案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局

5ページをご覧ください。〇〇さんです。目標とする営農類型は、水稲、育苗、小麦です。経営改善の方向の概要は、作業効率の向上を図り、収益性の向上を目指し、作業受託の拡大により機械稼働率の向上を図ることで、農業経営規模の拡大に関する目標については、水稲、育苗はそれぞれ作付面積を増やして生産量を上げるという計画です。所有地、借入地を増やしていく計画です。機械・施設に関しても大きくしていく計画です。農用地の利用条件は、基盤整備が整った水利効率の高い水田を隣接して集約を目指していくということです。経営管理の合理化の目標として複式簿記で経理全般の自主管理をしたいということです。農業従事態様等の改善目標は、段階的に休日制度が実現できるように進めるようです。目標を達成するためにとるべき措置の経営規模の拡大では、農業委員会を通じて農地の斡旋を依頼し、近隣の農地規模拡大を図る、生産方式の合理化では、無駄な工程を省略して作業効率の向上を行うということです。従事態様等の改善は、慣行作業の見直しを行い、休日確保ができるようにしたいということです。環境にやさしい農業への取組みについては、農薬及び化学肥料の低減、機械稼働効率を向上させ燃料消費を抑え、排出ガスの低減に努める、地域農業の振興に対する取組みとして、作業受委託の面積を増加させ、品質の高い商品の生産に努め、産地ブランドの確立及び宣伝に努めるということです。常時、臨時雇用、それぞれ日数、人数等減らして従事改善をするようです。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは番号2の案件につきまして、担当の依田代理より補足説明をお願いします。

依田代理 説明します。個人経営としては水稲、育苗、小麦の有機栽培に特化して山地ブランドに力を入れています。特に水稲につきましては、海外輸出等前向きに行っています。認定農業者として更新をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは各委員から何かご意見がありましたら、出してください。

特にないようですので、続きまして番号3の案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局 7ページをご覧ください。〇〇さんです。目標とする営農類型は、水稲、野菜、小麦（種）です。経営改善の方向の概要は、労力配分の充実と価格安定作目の導入、農業経営規模の拡大に関する目標は、水稲が規模拡大を目指し、ほかは変わらずということです。借入地は田を増やす計画です。作業受託は〇件です。機械も大きくしていくということです。農用地の利用条件は、農業作業道の改善、効率的経営の実現、作目・部門別合理化の方向としては、土壌改善、土づくりをしていくということです。経営管理の合理化の目標は、パソコン導入による青色申告、経営管理をしたい、農業従事態様等の改善目標は、大型機械導入により労力の軽減をしたいということです。目標を達成するためにとるべき措置は、農業委員会の斡旋等により条件の良い農地の斡旋をお願いしたいということです。生産方式の合理化は、土づくりの改善に努め、より良い野菜作りを進めたい、経営管理の合理化は、パソコン等により経営状況の把握をしたいということです。従事態様等の改善として、農業日誌を設けゆとりある農業経営を目指します。機械利用組合組織でもオペレーターとして請け負っているということです。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは番号3の案件につきまして、担当の渡邊重昭委員より補足説明をよろしくお願ひします。

渡邊委員 説明します。〇〇さんは稲作、スイートコーン、小麦は種をやっています。以前から一生懸命やっっている方で、農家組合でもオペレーターとしても頑張っている方ですので、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。それでは各委員からご意見がありましたら、出してください。

特にないようですので、以上をもちまして議事を終了します。慎重審議へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人_____

(※直筆でお願いします)